



【凡例】

----- 横浜市景観計画区域 (みなとみらい21中央地区)

□ みなとみらい大通り沿道地区

壁面の位置の制限

----- 建築物の高さ31m以上を超える部分で道路境界線より4m以上の壁面後退

景観重要公共施設

景観重要道路：みなとみらい21中央地区内の全ての道路法2条に基づく道路

景観重要都市公園
① グランモール公園
② 高島中央公園

景観重要港湾施設
① 臨港パーク
② 日本丸メモリアルパーク



図名：計画図2
横浜市景観計画(みなとみらい21中央地区)区域等